

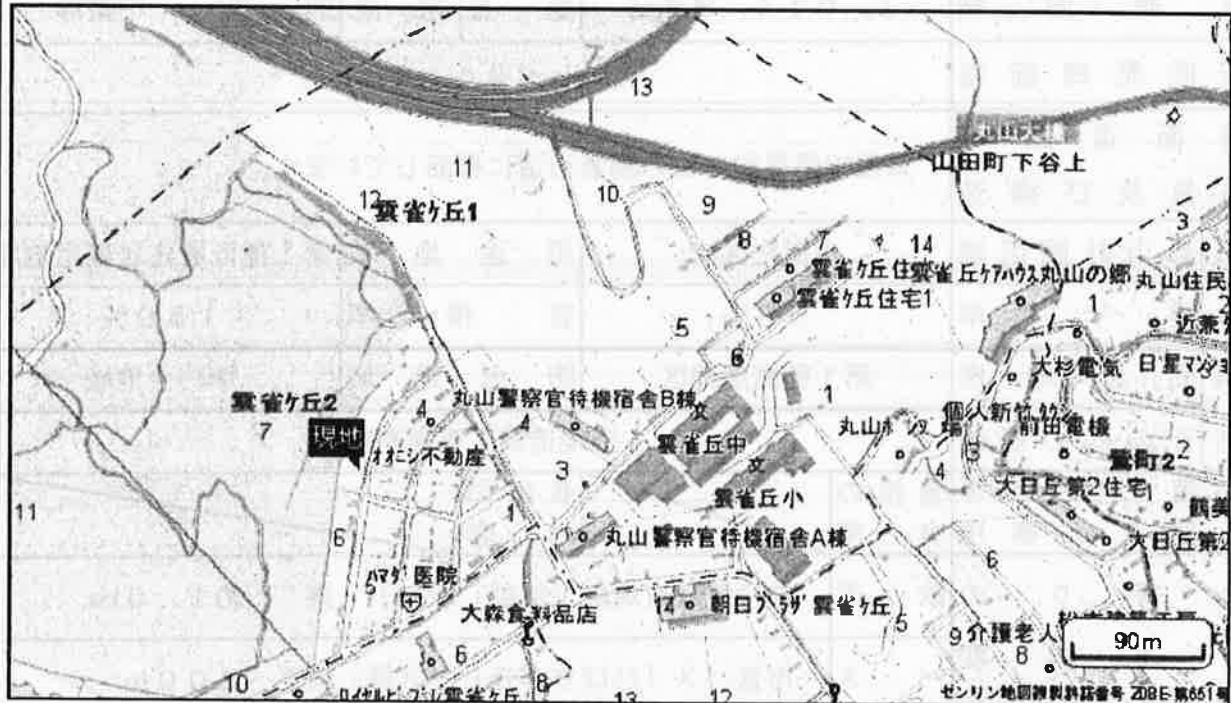
物 件 調 査 書

所 在 地	神戸市長田区雲雀ヶ丘二丁目 6 5 番							
実 測 面 積	1, 0 1 4. 8 8 m ²	地 目	宅 地	形 状	不整形			
最 低 売 却 価 格	1 2, 9 9 1, 0 0 0 円							
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	東側で幅員約 4 m の舗装市道に接面しています。							
法 令 規 制	都 市 計 画 区 域	市 街 化 区 域	用 途 地 域	第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域				
	建 ぺ い 率	6 0 %	容 積 率	1 5 0 %				
	高 度 地 区	第 1 種 高 度 地 区	防 火 地 域	準 防 火 地 域				
	そ の 他 の 規 制	宅 地 造 成 工 事 規 制 地 域						
私 道 の 負 担 等 に 関 する 事 項	負 担 の 有 無	負 担 の 内 容						
最 寄 り の 交 通 機 関 (現地からの直線距離)	鉄 道	神戸電鉄有馬線「鶴越」駅 東 へ約 1. 0 km						
	バ ス	市営バス「ひばりが丘」バス停 南東へ 2 0 0 m						
公 共 施 設 (現地からの直線距離)	長 田 区 役 所	南東へ約 3. 4 km						
	市 立 雲 雀 ヶ 丘 小 学 校	南東へ約 4 0 0 m						
	市 立 雲 雀 ヶ 丘 中 学 校	南東へ約 3 0 0 m						
供給施設の整備状況	電 気	可	上 水 道	可	下 水 道	有	都 市 ガ ス	可
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、 兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負 担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関 係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対 応してください。							
参 考 事 項	1 一般住宅地域に所在しています。 2 砂防指定区域に指定されていることから、建物等の建築にあたっては、砂防法に基 づく許可等が必要な場合があります。詳しくは、神戸県民センター神戸土木事務所管理 課（電話：078-737-2135）にお問い合わせ下さい。 3 敷地西側の側溝は、隣接地の雨水を受けており引き続きその機能確保が必要です。 詳しくは、神戸市建設局西部建設事務所公園緑地係（電話：078-742-2424）にお問い合わせ 下さい。 4 給水装置の新設にあたっては、分担金等が必要となってきます。詳しくは、神戸市 水道局西部センター（電話：078-733-6601）にお問い合わせ下さい。 5 急傾斜地崩壊危険箇所（崖下）に含まれています。 6 土砂災害警戒区域に指定されています。詳しくは、神戸県民センター神戸土木事務 所管理課（電話：078-737-2135）にお問い合わせください。							

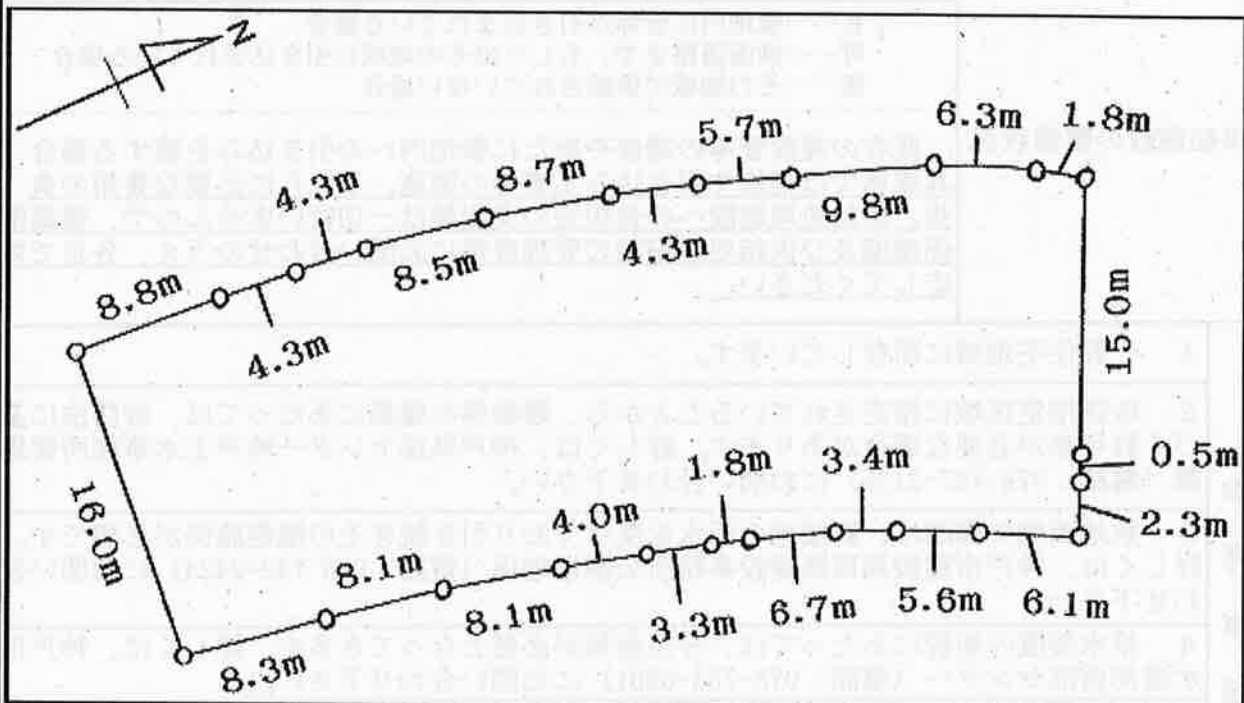
元丸山教職員住宅

元丸山教職員住宅

案内図



明細図

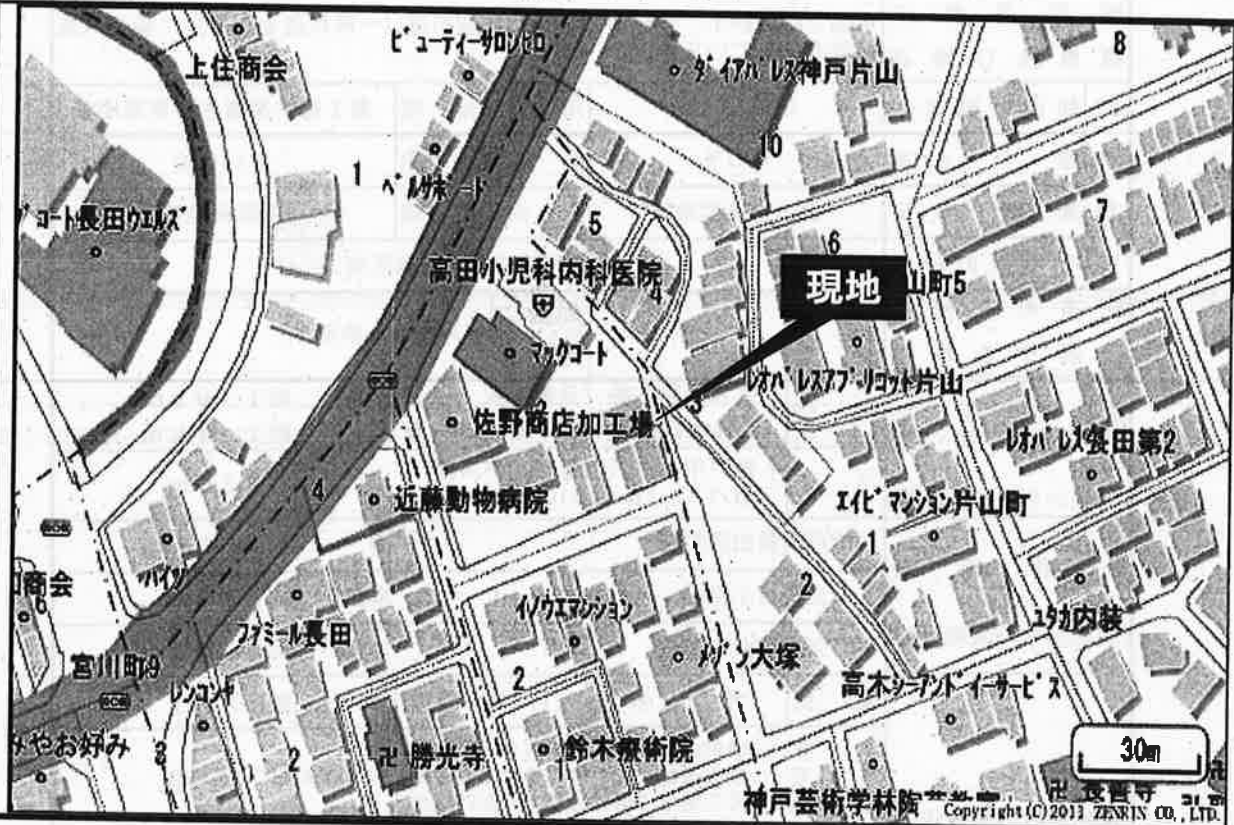


元名倉公舍跡地

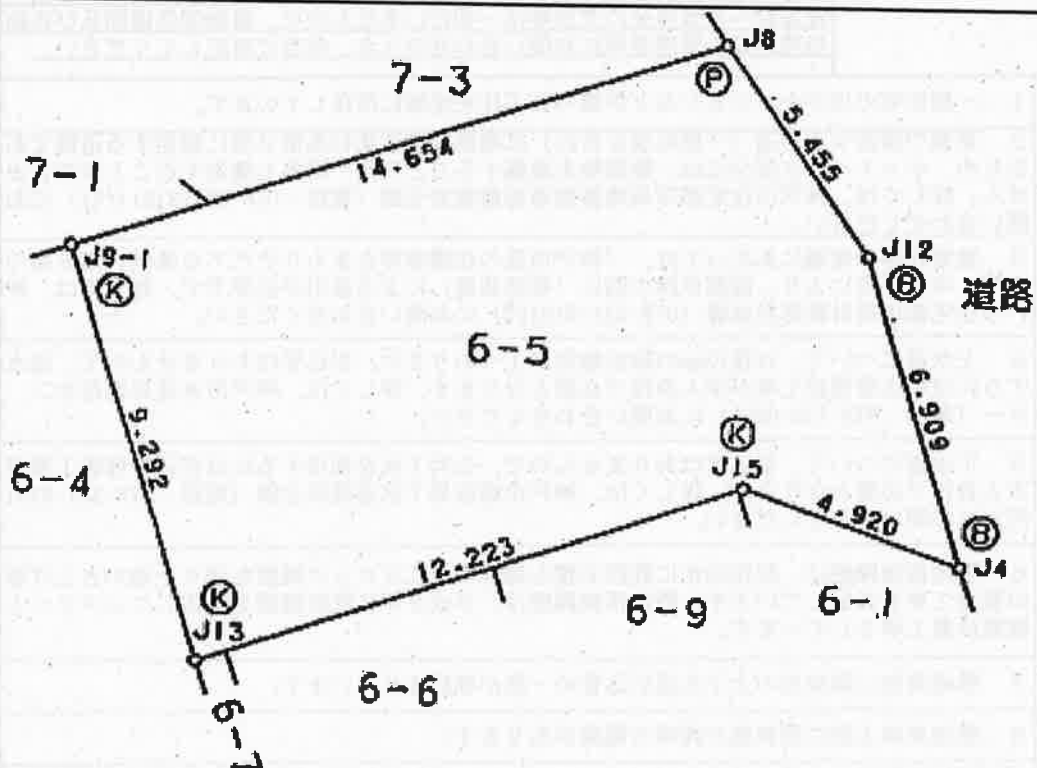
物件調書

所在地	神戸市長田区大塚町九丁目6番5							
実測面積	151.33㎡		地目	宅地	形状	ほぼ長方形		
最低売却価格	7,869,000円							
接面道路の幅員及び構造	東側で幅員約1.5～3.3mの舗装市道（一部私道を含む）に接面（高低差有）しています。							
法	都市計画区域	市街化区域		用途地域	第1種中高層住居専用地域			
令	建ぺい率	60%		容積率	200%			
規	高度地区	第3種高度地区		防火地域	準防火地域			
制	その他の規制	宅地造成工事規制区域						
私道の負担等に関する事項	負担の有・無	有		負担の内容	参考事項2参照			
最寄り交通機関	鉄道	ＪＲ山陽本線「兵庫」駅			南東へ	約1.9km		
		市営地下鉄西神・山手線「長田」駅			南へ	約1.1km		
(現地からの直線距離)	バス	神戸市バス「名倉町」バス停 (市バス3, 11, 40, 110, 112系統)			北へ	約230m		
公共施設	神戸市長田区役所			南へ		約1.3km		
	市立長田小学校			南西へ		約510m		
(現地からの直線距離)	市立高取台中学校			南西へ		約1.0km		
供給施設の整備状況	電気	可	上水道	可	下水道	可	都市ガス	有
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、 <u>兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。</u>							
参考事項	1 一般住宅のほかマンションなどが建ち並ぶ住宅地域に所在しています。							
	2 東側で接面する市道（一部私道を含む）は建築基準法第42条第2項に規定する道路であるため、セットバック部分には、建築物を建築することや門・塀等も築造することができません。詳しくは、神戸市住宅都市局建築指導部建築安全課（電話：078-331-8181(代)）にお問い合わせください。							
	3 建築物等の建築にあたっては、「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」第5条の2第1項の規定により、確認申請の前に「事前届書」による届出が必要です。詳しくは、神戸市住宅都市局計画部計画課（078-331-8181(代)）にお問い合わせください。							
	4 上水道について、口径13mmの給水権利が1つあります。引込管はありませんので、給水するには引込管埋設工事が本人負担で必要となります。詳しくは、神戸市水道局西部センター（電話：078-733-6601）にお問い合わせください。							
	5 下水道について、引込管はありませんので、公共下水を利用するには引込管埋設工事が本人負担で必要となります。詳しくは、神戸市建設局下水道部保全課（電話：078-331-8181(代)）にお問い合わせください。							
	6 敷地南側擁壁は、昭和53年に既設石積み擁壁の上にブロック擁壁を造り土地かさ上げ等の整地工事を実施しています。敷地西側擁壁は、平成8年に既設擁壁を解体しコンクリート擁壁設置工事を行っています。							
	7 敷地南側に隣接地の上下水道引込管の一部が埋設されています。							
	8 敷地東側上空に関西電力㈱等の電線があります。							
	9 敷地北東角で、県有構造物（フェンス）の一部が私道側へ、敷地南東部分で道路構造物（鉄柵等）の一部が県有地側へ越境しています。							

案内図



明細図



物 件 調 書

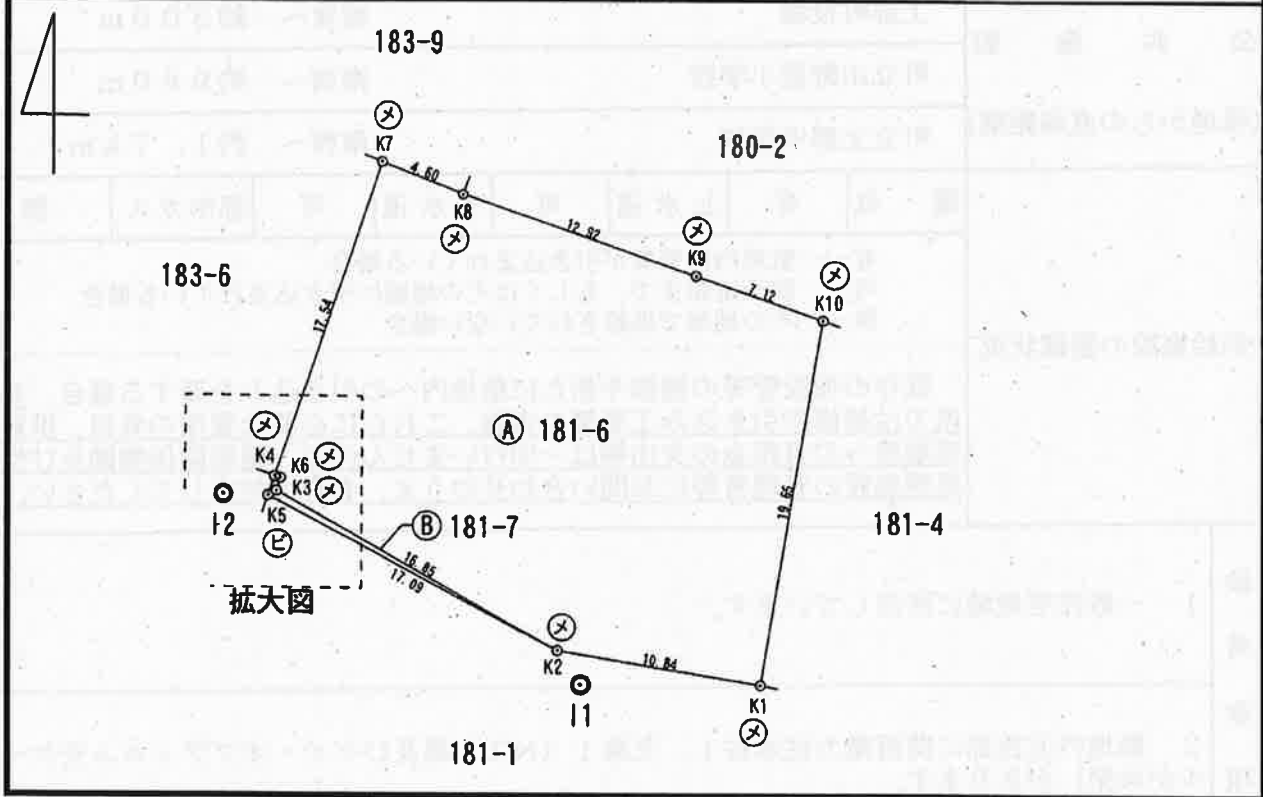
【土地】

所在地	赤穂郡上郡町井上字中道 1 8 1 番 6							
実 測 面 積	5 1 9 . 3 5 m ²	地目	宅 地	形状	ほぼ長方形			
最低売却価格	1 2 , 7 7 6 , 0 0 0 円							
接面道路の幅員及び構造	南側で幅員約 2 . 5 m の舗装町道に接面（高低差無）しています。							
法 都市計画区域	市街化区域	用途地域	第 2 種中高層住居専用地域					
令 建 ぺ い 率	6 0 %	容 積 率	1 5 0 %					
規 高 度 地 区		防 火 地 域	建築基準法第 2 2 条指定地域					
制 その他の規制								
私道の負担等に関する事項	負担の有無		負担の内容					
最寄り交通機関 (現地からの直線距離)	鉄 道	J R 山陽本線「上郡」駅 南へ 約 1 . 1 k m						
	バ ス	神姫バス「栄町」バス停 南東へ 約 6 0 0 m						
		上郡町コミュニティバス「上郡町役場」バス停 南東へ 約 3 0 0 m						
公共施設 (現地からの直線距離)	上郡町役場 南東へ 約 3 0 0 m							
	町立山野里小学校 南西へ 約 9 6 0 m							
	町立上郡中学校 南西へ 約 1 . 7 k m							
供給施設の整備状況	電 気	有	上水道	可	下水道	可	都市ガス	無
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。							
参 考 事 項	1 一般住宅地域に所在しています。							
	2 敷地内北西部に関西電力柱本柱 1、支線 1（NTT 線及びケイ・オプティコム光ケーブルが共架）があります。							

案 内 図



明 細 図





物件調書

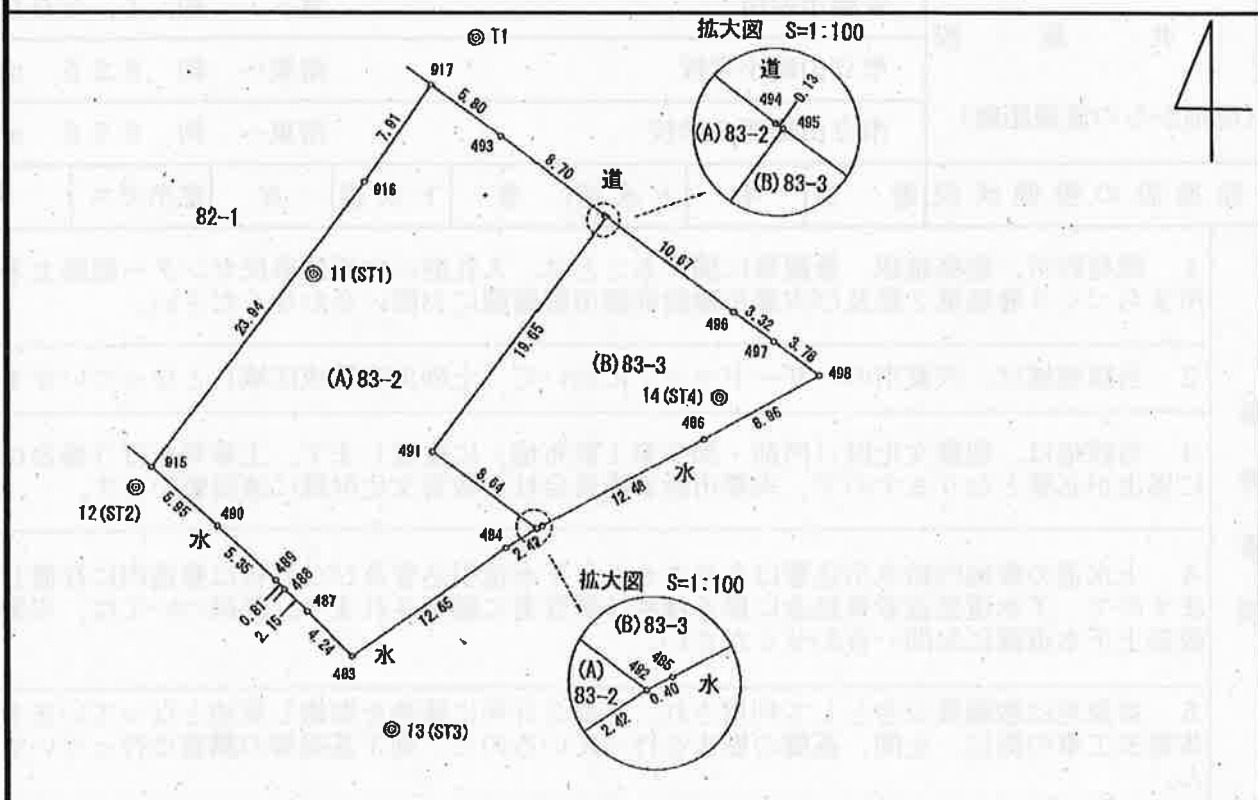
【土地】

所在地		宍粟市山崎町門前字大道南 8 3 番 3							
実 測 面 積		2 6 1 . 5 2 m ²		地目	宅地	形状	平坦な台形		
公 簿 面 積		2 6 1 . 5 2 m ²							
最低売却価格		6 , 5 0 2 , 0 0 0 円							
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造		北東側で幅員約 4 . 0 m の舗装市道（高低差有り▲約 6 0 cm）に接面しています。							
法 令 規 制	都 市 計 画 区 域	非線引き都市計画区域		用 途 地 域		第 1 種中高層住居専用地域			
	建 ぺ い 率	6 0		容 積 率		1 5 0			
	高 度 地 区	—		防 火 地 域		建築基準法第 2 2 条指定地域			
	そ の 他 の 規 制	建築基準法第 5 6 条の 2 指定「日影規制」 兵庫県屋外広告物条例（第 1 種禁止地域） 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（環境形成地域（ 4 号区域））							
私 道 の 負 担 等 に 関 する 事 項		負 担 の 有 無	無		負 担 の 内 容	—			
最寄りの交通機関 (現地からの直線距離)		鉄道	※						
		バス	神姫バス「加生山崎高校前」		西へ	約 3 0 0 m			
公 共 施 設 (現地からの直線距離)		宍粟市役所		東へ	約 1 , 5 0 0 m				
		市立山崎小学校		南東へ	約 8 2 5 m				
		市立山崎西中学校		南東へ	約 6 7 5 m				
供給施設の整備状況		電 気	有	上水道	有	下水道	有	都市ガス	無
参 考 事 項	1 開発許可、建築確認、景観等に関することは、入札前に中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 2 課及び宍粟市建設部都市整備課にお問い合わせください。								
	2 当該地域は、宍粟市のハザードマップにおいて「土砂災害警戒区域」となっています。								
	3 当該地は、埋蔵文化財「門前・加生第 1 散布地」に位置します。工事等を行う場合は事前に届出が必要となりますので、宍粟市教育委員会社会教育文化財課に連絡願います。								
	4 上水道の敷地内給水引込管はありません。下水道引込管及び公共柵は敷地内に存置していますので、下水道受益者負担金に係る権利は買受者に継承されます。詳細については、宍粟市建設部上下水道課にお問い合わせください。								
	5 対象地は教職員公舎として利用され、平成 2 9 年に建物を取壊し更地となっています。解体撤去工事の際に、土間、基礎の撤去を行っているので、地下基礎等の調査は行っていません。								

案内図



明細図



元山崎高等学校公舎



公共事業代替用地
(朝来市八代)

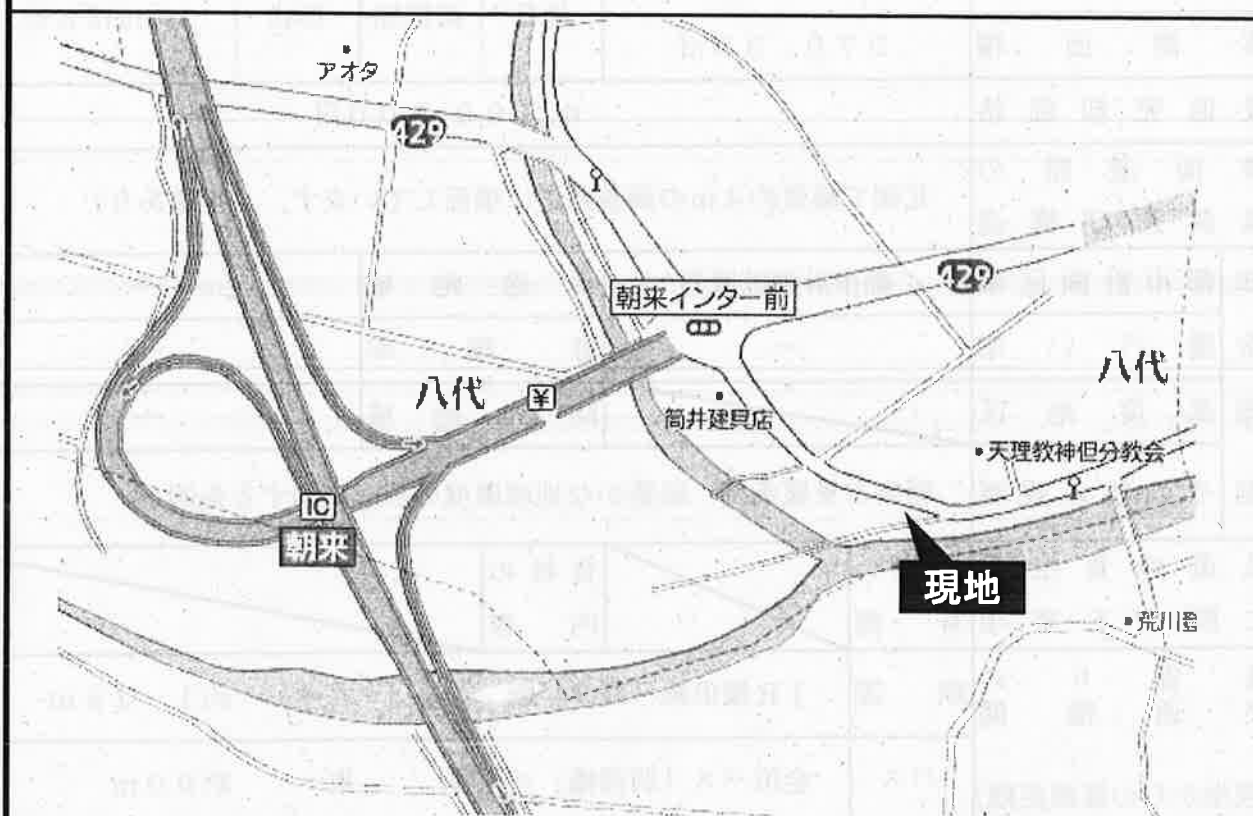
物 件 調 書

【土地】

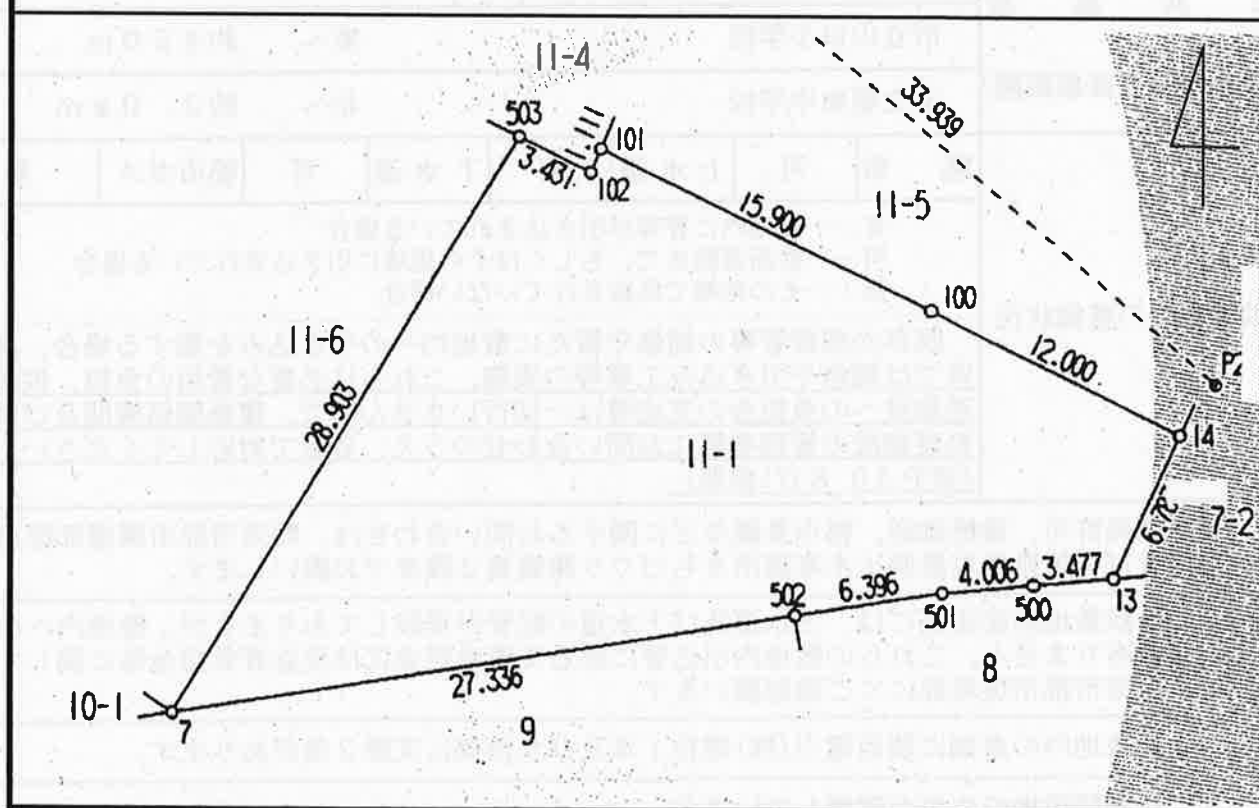
所 在 地	朝来市八代字中山 1 1 番 1							
公 簿 面 積	5 7 0 m ²		地目	雑種地	形状	ほぼ台形		
実 測 面 積	5 7 0 . 3 5 m ²							
最 低 売 却 価 格	6, 1 0 0, 0 0 0 円							
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	北側で幅員約 4 m の舗装県道に接面しています。(歩道あり)							
法 令 規 制	都 市 計 画 区 域	都市計画区域外		用 途 地 域	—			
	建 ペ イ 率	—		容 積 率	—			
	高 度 地 区			防 火 地 域	—			
	そ の 他 の 規 制	朝来市景観条例 緑豊かな地域環境の形成に関する条例						
私 道 の 負 担 等 に 関 する 事 項	負 担 の 有 無			負 担 の 内 容				
最 寄 り の 交 通 機 関 (現地からの直線距離)	鉄 道	J R 播但線「新井」駅					北へ 約 1 . 2 k m	
	バ ス	全但バス「羽淵橋」バス停					東へ 約 9 0 m	
公 共 施 設 (現地からの直線距離)	朝来市役所朝来庁舎					北へ 約 1 . 9 k m		
	市立山口小学校					東へ 約 4 5 0 m		
	市立朝来中学校					北へ 約 2 . 0 k m		
供給施設の整備状況	電 気	可	上 水 道	可	下 水 道	可	都市ガス	無
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。 (※P 1 0 8 (7)参照)							
参 考 事 項	1 開発許可、建築確認、都市景観などに関するお問い合わせは、朝来市都市環境部都市開発課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第 2 課までお願いします。							
	2 当該敷地前面道路には、上水道及び下水道の配管が埋設してありますが、敷地内への引込管は有りません。これらの敷地内引込管に係る工事負担金又は受益者負担金等に関しては、朝来市都市環境部にてご確認願います。							
	3 対象地内の東側に関西電力(株)電柱 1 本及び北西側に支線 2 条があります。							
	4 西側隣接地の生垣が越境しています。							

公共事業代替用地
(朝来市八代)

案内図



明細図



公共事業代替用地
(朝来市八代)

